裁判手続等のIT化検討会(第5回)議事要旨

日 時:平成30年2月7日(水) 8:56~10:57 場 所:中央合同庁舎第8号館5階共用会議室C

1. 議事

- (1)事務局説明
- (2)自由討議
- 2. 「第1回口頭弁論期日の指定から争点整理手続までのIT化の視点」(資料1)、「現行民事訴訟法下における民事訴訟手続の流れの一例(第1回期日~争点整理)」(資料2)、について内閣官房日本経済再生総合事務局より説明。

3. 自由討議

<第1回口頭弁論期日関係>

- 第1回口頭弁論期日の指定段階について裁判所でどのような実務をしているのか、簡単にどなたかから紹介いただけると、ここに参加している委員の方々もイメージをつかみやすいかと思う。
- まず、第1回口頭弁論期日の指定については、訴状と答弁書催告状と第1回口頭弁論 期日の呼び出し状を送付する。その期日は訴えを提起した原告と相談して決めている。
- これについては、弁護士会から第1回口頭弁論期日を早く入れてくれという強い要望があった。なぜなら第1回口頭弁論期日は非常に重要な役割を果たすからである。まず、被告は争いがなければ欠席をし、答弁書、準備書面等の書面も出さない。そうすると、欠席判決ができる。そこで落ちる事件が相当数ある。既済事件の十数%は大体欠席判決で落ちる。そこで、そのような事件について早く債務名義を取るためにも早く期日を入れてほしいという要望がある。
- ◆ 次に、第1回口頭弁論期日を指定すると、被告の方は当然、直ちに期日に対する準備をしなければならなくなる。答弁書も出さなければ欠席判決になるということで答弁書も準備する。弁護士に依頼しなければいけないと考えれば、急いで弁護士を探しに行くことになる。
- このように、第1回口頭弁論期日の指定は、被告の訴訟対応を迅速にさせるということにもつながるので、その意味でも早く第1回口頭弁論期日を入れてほしいというのが、弁護士会の要望で、できれば30日以内に入れて欲しいと言われていた。それに応

じて裁判所の方も第1回口頭弁論期日をできるだけ早く入れるという対応をしてきた。

- 成田課長(最高裁判所事務総局民事局第一課)
 - 統計的な点を補足すると、先ほどあった欠席判決の割合については、ここ数年は大体 15~16% ぐらいで推移している。第1回期日までの期間については訴状を補正したり、送達に苦労したりするという部分があるので、2か月ないし2か月半で入ることも多いという状況。
- 実務的には、訴状の送達を受けた被告のほうが対応するのに時間がかかると、第1回 期日において十分な準備をすることができないままになるということが見られる。原 因はいろいろあるが、例えば弁護士に相談に行くのが遅れるというようなこともよく 見られる事象と思う。
- その場合には、第1回期日が本当に形式的で内容が特段ない答弁書を確認するだけになるということで、実質的には空転に近いことがままあると思う。これがIT化によってどの程度解決できるのかというのは、なかなか具体的なアイデアが思い浮かびにくいが、何かしらの手だてをとることで第1回期日をより実質的なものに、できるだけしていくという方策は考えていきたい。
- 具体的なアイデアとして、韓国の包括的事前同意制度というものがある。当事者が、 事前に私は電子送達で構わないと許容する制度であるが、そのような当事者について は、あらかじめ連絡がとれるので、第1回期日指定前に連絡をとり、協議の上で期日 を指定することによって第1回期日を充実化するということが可能。
- ただ、包括的事前同意をする人がそれ程多くないということも考えられるので、2番目のアイデアとしては、法人は過去に訴訟係属した場合には法人番号が登記事項でわかり、一意にどの法人かというのは識別できるので、従前の連絡先に連絡し、事前調整をした上で期日を入れることで、1回目から充実した審理ができるということはあるか。
- ただ、当事者の応訴態度がはっきりしないとか、応訴が形式的なものになるということが明白な状況では、テレビ会議を第1回目から使って迅速にその期日を入れて訴訟 進行を早めるという第2の選択肢も出てくるのではないか。
- 第1回期日が実質的に空転してしまう理由として準備不足のままということがあるが、 それ以外に、非常に単純な理由だが、裁判所のほうから伝えられた第1回期日におい て、被告側のほうの都合がつかないということも当然あると思う。そうすると、出席 することができる期日であれば意味のある話ができるけれども、出られないので答弁 書だけ出して2回目期日に流れるという事態は避ける余地はあると思う。

- 期日指定において、その被告が出ることができる期日をオプションとして示すことができれば、この問題は多少緩和されると思うが、一方で、手続に非協力的な被告の場合でも、第1回期日が指定できる形にもしておかなければいけないので、一応の指定をしつつ、原告も、裁判所も大丈夫といったオプションも示して、被告のほうに可能であれば別の日を選択する余地も示すやり方も考えられるかと思う。
- いずれにせよ、第1回口頭弁論期日で双方の主張内容を実質的に確認して、その後の 審理計画を実質的に話し合うという場にしていくことが望ましいのではないかと考え ている。その上では、実際に人が一堂に会する必要は必ずしも高いというわけでもな いという気もしている。主張内容を実質的に確認する、進行の協議をするということ であれば、テレビ会議やウェブ会議の活用というのも十分にあり得るところではない か。
- 第1回期日からテレビ会議やウェブ会議を使うということは十分可能だと思う。被告が出てこない場合でも原告がテレビ会議やウェブ会議で参加していれば、それは出席ということにして欠席判決もできるという扱いは十分可能。
- 第1回から十分議論ができる場合もある。例えば被告が企業で顧問弁護士がいて、訴訟が起きたらすぐに顧問弁護士に相談できて対応ができるところはそうだし、国のように訟務が一手に引き受けているところや、地方公共団体の中にも体制が整っているところもあると思う。そのようなところに関しては、オンラインで訴状の送達をし、裁判所と双方当事者が相談して期日を決めて、ウェブ会議、テレビ会議、あるいは実際に法廷に出るということでもいいので、充実した審理を第1回期日からやるということは可能だと思う。
- 先ほど最高裁から第1回期日が入るのが2カ月から2カ月半が多いと聞き、規則上は30日となっているので30日で入るのであれば、第1回期日がある程度空転してもやや仕方がないというところはあるが、送達に手間取ることがあるとしても、2カ月ぐらいかかりようやく第1回期日が入るのであれば、第1回期日が空転することについては、やはり訴訟の審理の迅速化という観点からはかなり問題ではないか。2カ月ぐらい先に入るのであれば、被告のほうの都合も十分に聞いた上で期日を入れるといった方向で、ITツールをどのように使うのか考える。ある種の現状追認かもしれないが、少しでも早くするということを前提に考えなければいけないのではないか。被告のほうが非協力的な場合の対応というのはあると思うが、今は協力的であっても期日の都合がつかないので来られない場合も多いと思うので、その場合に電話会議であれば参加できるとか、第1回期日を被告の都合も聞いて入れるとか、そのような対応でできるだけ第1回期日に実質的なことをすることを考えるのは重要だと思う。

- 被告の訴訟態度を早期に確認することには意義があると思う。第1回期日を指定する プロセスに被告が関与することは、第1回期日の形骸化を防ぐ手段の一つとして、有 効と考える。加えて、事案の性質や複雑さに応じて、第1回期日までの日数を長く設 定することができれば、より有効と考える。
- 第1回期日が形骸化する要因の一つとして、訴状送達から第1回期日までの期間が短いことが挙げられる。事実関係を調査して、反論内容を外部弁護士とともに検討して、さらに社内の決裁手続も経るということになると、事案によっては、相当にタイトなスケジュールになる。結果として、いわゆる三行答弁のような形式的な答弁書を提出せざるを得ず、第1回期日が空転する事態が起きてしまっている。第1回期日までに被告において十分な準備時間を確保できれば、第1回期日が空転する事態を相当程度に回避できるのではないかと思う。
- 本日の議論全てにかかわる話だが、ウェブ会議とテレビ会議がどのように違うかということが問題になるかと思う。また開催する場所も問題。資料には最寄りの裁判所、弁護士事務所等と例が挙げられてあるが、そのような場所であればある程度大丈夫かと思うが、例えば本人の自宅とか場合によってはネットカフェとかいろいろ考えられると思う。消費生活トラブルにおいても、本人の自宅においてもパソコンのOSなどの環境であるとか、本人のネットリテラシーであるとか、回線は何を使っているかにより、接続が切れてしまう等が理由になって発生している。そのようなことをよく理解しないままインターネットを利用している方がたくさんいることを踏まえて、どこで開催するか大きな問題。
- 裁判所から参加になると、今と変わらないので、もう少し近いコミュニティーを考えていただきたい。例えば公民館であるとか、せめて役所とか、消費生活センターの脇の部屋とか、そういうレベル。あと小学校だと一番単位が小さいので、そのようなレベルを考える必要があるかと思う。

● 山本座長

テレビ会議とウェブ会議の違いは、3ページの争点整理の(5)の1行目のところで ウェブ会議の後に音声・映像のみではなく、文字やファイル等を用いたリアルタイム のコミュニケーションが可能な会議と定義をされている。イメージとしては、テレビ 会議に何か下に文字が出てくるとか、いろいろな準備書面を映したりできるとか、そ ういうようなことを想定されているのか。

■ 川村参事官(内閣官房日本経済再生総合事務局)

テレビ会議か、ビデオカンファレンスか、言い方によりいろいろと変わってくる領域 だと思う。概念として整理しているのは、テレビ会議のイメージは端的に言うとテレ ビ電話に近い形で、固定された施設、据え置きの施設で、そことの間で回線を通じて 音声と画像でのやりとりをするという。テレビ会議は複数でやりとりをしてもいいか もしれないが、そのようなものを想定している。

- ウェブ会議の場合は、卓上のパソコンなりで、PCのカメラで自分を映しながらやりとりをすることが基本で、その場合に同時に小さい画面とか2画面などで中にウインドウが出て、そこで文字とか資料のやりとりもできるというのをイメージしている。しかしこれは固定された回線でも同様のことは当然できるわけで、今の地上波デジタルで文字情報が出ながら画像が見えるようなものはテレビ会議でも当然できる。その意味で少し幅があるが、イメージとしては、ウェブ会議は場所が固定をされないというところを念頭に置き、広がりがあるという感じで記載をしている。
- 個人的な認識だが、テレビ会議は専用回線を使う、ウェブ会議はインターネットでやるということで、専用回線のセキュリティーはそれほど考えなくてもいいが、インターネットについてはセキュリティーを考えないといけないという理解をしている。また、テレビ会議に例えばスマホで参加するとか、ガラケーで参加するということは難しいが、ウェブ会議であればスマホやガラケーで参加できるのではないかという理解をしている。
- つまりウェブ会議は広がりがあり、外出先からスマホで会議へ入って来たり、ガラケーで入ってきたりということも可能ではないのかと思っている。
- テレビ会議、確かに固定の場所でつながっている場合には、専用回線というのは従来よく言われてきたが、今、専用回線と言っても実際に専用の回線で電線とかそういうものが引かれているわけではない。大規模な光のネットワークとかそういうもののある部分を切り分けて使っている。要は専用のそのラインが引かれているわけではなくて、これだけの帯域を専用に使えるというのを今、専用回線と実際にはいっている。セキュリティー的には確かにインターネットの中をどんどん通るよりはいささか良いとは思うが、その程度のものだとまず理解いただきたい。全体としては固定の場所がテレビ会議であろうというのは、そういうイメージを持っているので、そんな大きな違いはないのかと思う。
- 期日指定について、第1回はやっていないと思うが、従来でも何らかの理由で期日を 新たに指定しなければいけない場合には、ファクス等で裁判所から当事者に「この日 はどうですか」と候補が並んでいるのが来て、それにマルをつけたりバツをつけたり して実際に調整している。そのような期日調整を行うのは可能だが非常に手間がかか っている。またこの方法で期日調整を多数の当事者と行うのはなかなか難しいので、 IT化により効率化していくことができるのではないか。
- 期日指定のIT化により、例えば被告のほうからも協力的に候補日程を出すようになれ

ば、実質的な第1回口頭弁論を行うためには、このあたりの日程でないと困るとか、 そのような要望も同時に出せるのではないかと思う。もちろん応訴する意思の被告で ないと困るが、そのような意思があるところについては計画的に実質的な審議をする ためにいつごろその期日を入れるかも含めて、この期日指定にITを使い両者の都合の いい日程で期日を行うことが可能になるのではないか。

● 山本座長

先ほど場所については最寄りの裁判所、弁護士事務所等、この「等」がどこまで等なのか。本人の自宅とかネットカフェ、さらに役所、小学校を活用できないかという御指摘があった。この点は、2の(2)の部分では、本人訴訟の場合には代理人の法律事務所がないことから、裁判所以外にもウェブ会議等が行える場所を他にも設ける必要があるのではないか、という問題意識があるかと思う。これは、この第1回の問題だけではなく、この後の争点整理等でも同じ問題があり、本人訴訟の場合はこれをどう考えるか。本人は裁判所に出てきてもらうと考えるのか、それとももう少し外でできるということも考えるのかという課題かと思う。

- 3の(6)でウェブ会議の物理的な設備の話が書かれていて、こことも関連するが、家から出席するということも、もちろん可能ではあるが、例えば弁論準備であれば非公開が前提になっていて、基本的に当事者か代理人以外の第三者はそこにいてはいけないし、弁論の場合は公開だが、その公開をどのような形でするかというのは裁判所の判断事項。当事者が自分で勝手に公開してはいけない。家であっても閉鎖空間、ほかの家族が、急に出てくるなどということはない状況が必要。もちろんネットカフェといったオープンスペースもまずい。ただ、使いやすい環境を用意するのは確かに必要なことであるのは間違いないと思う。
- 第1回期日をどう入れるかという議論は、もともと民事訴訟法で当事者の攻撃防御権を保障するという観点で制度設計されているものなので、IT化によって、それが一定程度、変容を受けるということもあとは思うが、もともとの理念を壊さないように、IT化による効率化と、もともとの理念との整合性を図っていかないといけないので、充分な議論が必要だと思う。
- 今のどのような場所からつながるかという点について、なるべく多くの場所からつながるようにするべき。セキュリティーのあり方によっては、ある程度のソフトなり、場合によってはハードなりを端末側というか、参加する側に置かなければならないようなことも考えなければならないかもしれない。セキュリティー対策をどうするかわからないが、そのような場合には、一般の方にインストールしてもらうとか、あるいは物を買ってもらうというのは非常に難しいビジネスもあるので、セキュリティーと

の絡みでどこまでどのような場所がいいかというのは考えていく必要があるのではないか。

● 山本座長

裁判外のADRなどでは、例えば全銀協のADRなどはモバイルを本人の自宅に持っていき、 そこで実際に本人に聞き取りをするというようなことはされていると伺っているが、 その場合は機器を全銀協のほうで用意して持参している。しかし、それを裁判所がで きるのかという問題ももちろんあるので、ここはかなり考えていかなければいけない。 ただ、できる範囲で選択肢を広げていくという工夫は必要なのではないかと思う。

- 検討内容になるかと思うが、どのようなところに、どのようなセキュリティーがどこまで必要なのかということも含めて、どこまでどういう場所でできるかというのはしっかり検討していくべき。
- スマホで参加することはいけないとは言えないのではないかという気がしている。現在、電話会議は自宅の電話でも行っているし、携帯で電話会議に参加している人もいる。それが公開の原則が貫かれている口頭弁論においてどうかという問題はあるが、スマホで参加して自分の映像もそこから送信できるということになれば、スマホで参加することを除外する理由はないのではないか。特別な機械を持たなければウェブ会議はできない、あるいは公開とはいえないとまで考える必要はないのではないかと思う。
- 2ページの一番上の(4)で、請求に争いがない場合や被告の応訴がない場合には、 出頭の負担等をなくして速やかに和解手続や判決手続につなげていく方策を検討する ことが考えられないかということで、これを検討することはよいと思うが、どのよう な仕組みが考えられるのかが問題ではある。今の欠席判決は、口頭弁論期日を指定し て、被告が来ないから公開で口頭弁論の手続をやった上で認容判決をするというもの だが、認容判決で既判力があるようなものが口頭弁論を開かずにできるのか、問題も 出てくるのではないか。今は口頭弁論を経ないまま、本案に既判力の生じない訴え却 下判決とかはできるが、どのような仕組みをつくるのかは考えどころであると感じて いる。
- 川村参事官(内閣官房日本経済再生総合事務局) ここの期日の指定のところ議論で、流れとして2つあるか。1つはとにかく早く始めようというところ。2つ目は、しっかりと準備期間を与えて中身のある議論をしよう。 ここは2つの考え方があるように思う。

- どちらももっとも理由があると思うが、ここで気にしないといけないのは、応訴態度が誠実なものかどうかというか、遅延行為なのか、そもそもそういうところで先延ばしにしようとすることをどう考えるかというところ。先ほど送達が難しいということは、そもそも連絡がとりにくい相手を想定しようとすると、後ろ倒しにどんどんなるリスクも十分に考え得るということで、一部をもって全てを影響されるような場合もあるので、そこの全体のつかみのイメージというか、ある程度、真面目な人は真面目に対応するのかもしれないが、真面目に遅延をする人もいて、これも答えはないのかもしれないが、そのようなものを意識しながらどうするか。しかも、前にするのであれば適正な機会の確保をしっかりやりながら、とにかく1カ月と言わず1週間にしてしまうとか、スマホで参加できるから1週間でいいだろうというような割り切りもあるのかもしれない。実務上の感覚をどなたかもしあれば教えていただきたい。
- まず欠席判決というものをこれからも維持していく、これは必要であると思う。そうすると、欠席判決はできるだけ早く欲しいという原告の希望も叶えなければいけないだろうと思う。その意味でどの事件でも第1回期日を被告の意向を聞きながらずっと遅らせていくというのは、必ずしもいい選択ではない。やはり第1回期日はできるだけ早く決めて、ウェブ会議でもいいですよということで出席を確保し、第1回期日に実質的なことができなかったら、第2回期日に実質的なことをやるということを考える必要がある。
- 第1回期日をどのように考えるかというと、基本的には「欠席判決で終わるものは欠 席判決で終わりましょう。」「争点整理をするまでもなく和解の話に行けるものは、 和解に移りましょう。」「調停で話し合った方がいいようなものは調停に付しましょ う。」そして、「本当に議論しなければいけないものは、次回期日を実質的な争点整 理の期日にしましょう。」というように振り分けるのが第1回期日の役割だと思う。
- つまり常に議論をこれからも続けていくという手続を念頭に置いて第1回期日を考えるというのは余り効率的ではない。第1回期日は今後の進行の振り分けをする期日と考えた方が効率的であろう。そのために裁判所に出て行くのは面倒だ、ウェブ会議でもいいのではないかといわれれば、それは結構でしょう、その後の議論は、今度は充実した議論をするための期日をきちんと決めて十分準備をした上でやりましょうということになるのではないか。このような仕組みのほうが合理的かと思う。

● 山本座長

恐らく今のご発言のような形が原則型なのだろうと思う。企業の場合は、もう少し時間をもらえればしっかりした社内の検討準備もできるという意見もあったところ。ある程度、相手方、そういう大企業同士の争いとか国が相手の事件とかというのは少し応用問題として違う取り扱いはあり得るかもしれない。原則としては、できるだけ第

1回期日は早く入れてということで争う意思を確認するというのが原則になるか。

- 今説明いただいた第1回期日が裁判所の視点だと思うが、その事件の実質に応じて、 その処理方針を振り分けする機能を営んでいるのだという御指摘だと思う。現状、も ちろんそうだと思うが、その振り分けをする作業は期日を開くことでしか達成できな いのかというと、必ずしもそうではないのではないか。結局それは被告側がその訴訟 にどういう姿勢で臨むのかということを知るというところが振り分けの起点になって いると思うので、期日以外でもそれを知ることができれば、同様の機能を期日とは別 に営むということも制度的には考えられるのではないか。
- 被告の中には、なかなか態度を決められない人もいるので、被告の意思が十分わからないのに前倒ししてしまい被告の裁判を受ける権利を侵害してしまうという状況は避けるべき。第1回をテレビ会議で行うというのは被告の第1回期日での応訴が形式的であって、とりあえず3行答弁をするということが明確な場合には、なるべく前倒しして、簡単に済ませてしまい、2回目に実質的な審理を開くという流れがいいと思う。
- 応訴意思の表明自体が困難な当事者がいると思うので、ITツールがそれを助け、応訴をしやすくすることも考えるべき。今までは答弁書と書いて答弁をしていたが、システム上、請求を棄却するという項目にチェックを入れて、追って主張するという項目にチェックを入れて、サブミットすると答弁をしたことになるといった、応訴が難しい人にとってもわかりやすく応訴ができるようなツールがもしあれば、それとの絡みで第1回を早くしてどんどん進めていけるのではないか。

<争点整理手続>

● 山本座長

争点整理というのは現在の訴訟の中核的な手続なので、ここは時間をとって議論いただきたいが、そもそも、この争点整理とはどういうものなのか、その現状、課題等について、最高裁判所のほうから御説明をいただければ大変ありがたいが、成田課長、いかがか。

● 成田課長(最高裁判所事務総局民事局第一課)

争点整理手続と言っているが、具体的には、その訴訟の中で法的に意味のある事実関係のうち、当事者間でどこに争いがあるのかを確定して、その争いのある事実について、当事者双方の主張を裏づける証拠が何かを議論して、その認識を共有した上で、最終的に誰に何を尋問するのかを確定するプロセス。その際、何回か期日を重ねることになる。

● 争点整理がうまくいけば和解ができることも多く、判決になっても比較的当事者の納

得度の高い解決に結びつく反面、ここがうまくいかないと、争点整理手続の期間が長引き、判決を言い渡したときにも肩透かしであるといったような批判を受けることがある。

- 課題としては、争点整理手続の期間が延びて、その結果として民事訴訟の審理期間が 延びているという状況がある。具体的には、尋問して判決に至った地裁の民事一審事 件の平均審理期間を見てみると、平成19年には17.9か月で、そのうち争点整理手続の 期間が10.9か月だったわけだが、平成28年を見ると、平均審理期間が20.3か月と2.4 か月長くなっており、そのうち、争点整理手続の期間を見ると13.6か月と2.7か月延び ている状況。このようなデータを見ると、争点整理手続の期間が長期化して、その結 果として審理期間の長期化に影響している状況がうかがわれるところ。
- このように争点整理手続の期間が最近延びている原因としていろいろな仮説があるところだが、最近よく言われているのは、複雑な事件が増加しており、その争点等についての認識共有が困難になっているということなどが指摘されている。こういった事件だと準備がどうしても長く、かつ、たくさん出てくる。そうなると、どこが重要な事実関係なのかを読み解くのにも苦労し、争点整理が進まないということもある。また、そのような事情とは別に、単純に当事者が裁判所に出頭することができる日がなかなかないために期日自体が入らないという事件もあると思われる。

● 山本座長

争点整理、民事訴訟の中で非常に重要な営みであるということだが、最近、そこは非常に時間が生じているというような説明であった。

- 争点整理は大きな問題を抱えている。現行民訴法には3つの争点整理手続がある。準備的口頭弁論手続、弁論準備手続、書面による準備手続の3つだが、準備的口頭弁論は余り使われず、弁論準備手続が主体だ。詳しくは後ほどお話しするが、書面による準備手続も支部等でかなり使われている。
- 昔、口頭弁論は、主として準備書面の陳述と若干の釈明で終わる5分間ぐらいの期日を繰り返していた。同じことを今は30分ぐらいとった弁論準備手続でやっているのではないか。そのために期日の回数が増えているのではないかということがかなり厳しく指摘されている。
- つまり、弁論準備と言っても準備書面の陳述が主で、昔5分間弁論でやっていたようなことをやっているに過ぎないのではないか、本来やるべき充実した議論ができていないのではないかという指摘がされている。本来、弁論準備では、真の争点はどこか、本当はどこが勝負どころかということを明らかにするために、証拠を見ながら議論する必要があるが、今は準備書面による法律的主張の繰り返しをやっているだけでそれができていないのではないかという指摘である。それを充実したものにしなければい

けないというのがテーマで、ウェブ会議等を使って充実したものにできるかどうかと いうことが課題だと思う。

- 資料の3の(3)について、争点整理手続が①として当事者からの準備書面等の提出 や進行の確認等にとどまる場合と、②主張・証拠に基づいて裁判所・双方当事者が口 頭で議論を重ねる場合の双方があるという指摘がなされている。実態としては確かに 大別するとそうだと思うところで、①で挙げられているものは、先ほど言及のあった 実質的な意味合いが薄いケースだと思う。この①のような状況を所与のものとして捉 えるのがよろしくないことであって、期日を開いて争点整理をするときには、内容が ②のようになるようにしていく努力と工夫が必要だというように考えている。
- なぜ①のような状況になり得るのかというと、原因はいろいろあると思うが、代理人の立場では、やはり設定された期日に十分先立って中身のある準備書面を出さない当事者がいるということが大きく理由として挙げられると思う。そのような期日を空転させてしまう状況を抑制する仕組みがITツールを使って構築できないか検討する価値があると思う。
- その関係では、3の(11)のところに関係しているが、e事件管理の仕組みを工夫することが1つの解決としては考えられるのではないか。具体的には、期日に向かって双方当事者あるいは一方の当事者がどのような準備をいついつまでにすることが想定されているのかというようなことが事件管理の内容として訴訟関係者が見ることができる内容になっていれば、それをやすやすと守らない、あるいは期日を徒過してしまうというような事態が多少は減っていくのではないか。それによって期日における争点整理がより充実したものになるということは期待できるのではないかと考えている。
- テレビ会議やウェブ会議を活用することのメリットに異論はないが、一方で、訴訟手続を一定程度は閉じた空間の中で行うべき必要性も感じている。裁判の公開原則は理解しているが、弁論準備手続は原則非公開であるし、口頭弁論についても、法廷の収容人数の問題も含めて、その公開性に対する一定の制約が現時点でも存在する。
- テレビ会議やウェブ会議の活用によって、従前であれば公衆には晒されなかったプライバシー情報や企業秘密が、必要以上に広く公開される事態は望ましくない。テレビ会議やウェブ会議を活用するにしても、ある程度は裁判所の指揮管理下で訴訟手続が進行するよう、訴訟参加あるいは傍聴を制限する手段の確保も検討する必要があると思う。
- ITツールを使った争点整理ということで、従来からも例えば事実が時系列的にどうい うようになっているかというのをExcelで管理して、事実上、そのExcelのファイルを やりとりするようなことも一部では行われてきたと思っている。このようなことは非

常にお互いに何をどう見ているかというのも分かりやすいし、その上に認否も書くと、特に認否あるいは場合によってはどの証拠でこれを言っているのかというのも書くと非常に全体の見通しがよくなる。このようなものは(1)と(10)のところで共通フォームに入れるとかそういう話が出ているが、何らかのひとまとめになっている共通フォームにお互いに書き込んでいき、どのように違っているのかわかるようにしていくというのが1つの方法かと思っている。

- ジャストアイデアだが、ソフトウエア開発などで開発している間に何らかの問題点が たくさん起こる。ユーザーからこういうことを言われているとか、そういうものの問 題を列挙しておいて、いつどう解決したかというのを書いていくような問題解決表み たいなものがある。そこまで厳密なことではないが、何らかの形でここのところがま だ解決していないのでというのをリマークしていくようなフォームというのも考えて おくと、いいのかもしれない。
- これが残っているというのをお互いに当事者及び裁判所から確認して、別にこれはや らなくてもいいよということになれば、それは消していく。そういうものも管理して いくのは1つの方法かなというように思う。このようなお互いの主張だとか問題点の 認識だとかを共有していくようなツールというのが争点整理をしていく上で非常に有 効になるのではないかと考えている。
- 先ほどからの意見に関連して、このようにきちんと表でまとめてそれぞれ認否ができていないところとか、主張、反論できていないところがはっきりと「見える化」されると、真面目な当事者ないし訴訟代理人が比較的得をして、ややだらだらとするようなプラクティスをやっている訴訟代理人にとっては結構厳しい状況になるのではないか。
- その意味では民事訴訟のプラクティスが改善していくための1つの契機としても有用なのではないか。「ここは認否していませんね」、「ここは足りませんね」ということがすぐわかるので、次回の期日があるとして、「期日の1週間前にここまで認否してください」と言われて、それが出てこないということが、今までよりも、紙でやっているときよりも、よりはっきりと出てくる。言い方は悪いが、ごまかしがきかなくなるといったところもあると思う。
- 現在、なぜ争点整理手続が充実していないかというと、期日に議論していないからというよりも、期日に議論すべき準備が十分できていないからだと思う。期日間の準備が十分できていないで準備書面だけ持って集まっているのでは、十分議論して争点を整理することはできない。
- その意味で、今、お話があったように期日間に何をするかということは非常に大事で、 例えば時系列表をお互いに追加訂正しながら作っていく、あるいは争点整理表をお互

いに追加訂正しながら作っていく。その作業の中で、必要な証拠があれば提出するというようなことをやっていくと、期日間に必要な証拠もそろう。それらがそろって期日を実施することになれば、当然期日は充実する。現在では、その期日間の作業というものが目に見えていないが、IT化によってこれが目に見えるようになる。この効果は非常に大きいのではないかと思う。

- e-Filingの効果について言うと、今までは紙で、互いに枚数の多い準備書面を交換し合って争点整理をしてきた。口頭での議論というのは余りしなかったというのが現実としてあった。それをe-Filingをすることによって、当事者の各主張をデータとして扱うことができる。究極的には入力フィールドを設けて、必要な事項は必ず入れてくださいというようなことを行うことで、より必要なデータは確実に入るような仕組みが実現することができるので、それをExcelで作る争点整理表で実現するのか、Word等のワープロで実現するのか、あらかじめシステムにして入力項目を設けるのか、もしくはそのWordにXMLのタグをつけて整理をするのか、いろいろな方式があると思う。いずれにしても情報をデータ化していくという方向で争点整理に貢献するのだというのが抽象的な意味での目的だと思う。
- ただ、争点の設定の仕方も1つの争点であり、「これとこれとこれが争点ですよね」という裁判所から提示があるけれども、「これも争点なのです」ということがある。だから、当事者の手続保障という観点からは、システムで争点を限定してしまうような形はまずくて、やはり当事者が主張したいことは主張できるシステムにもなっていないといけない。決まった入力フィールド方式も必要だけれども、アドホックな主張もできるような余地も残す必要もあるということ。
- あとe-Courtの側面から促進するというのは、3の(3)で①、②という類型が示されていて、もともとe-Courtによってよくなるというのは、①のようなものを余り時間をかけずに簡便に済ませることができるところにあると従来意見してきたわけだが、これも形式的な手続を許容するという趣旨ではなくて、できる限り形式的な手続は減らした上で、それでも残る形式的なものはあると思うので、そういった期日についてはなるべく手間が少ない形でやってほしいという趣旨である。
- そうすると、期日が早く入るので、実質的に今回は書面のやりとりだけだったけれど も、そのための期日は早く入れてしまって実質的な次の期日をなるべく早く入れまし ょうというようなことも可能になってくるという意味で充実化につながるのではない かと思う。
- e-Courtについても、本人の確認が必要な場合とか、和解をしないといけないときとか、 尋問等々のリアルに出頭してやらないといけないことがあるときには、裁判所の訴訟 指揮で出頭を求めることになるということは誤解がないように発言しておく必要があ

るかと思う。

- (4)複数当事者訴訟の話だが、これは日弁連で昨年9月に開いた業革シンポでもデモシステムをお示ししたが、破産とか民事再生といった多数の当事者、債権者が関与するような手続等では、ウェブ経由でアクセスできることで債権届け出を簡便にできるとか、いろいろな効果が見込まれると思う。消費者事件等で何百人も当事者がいて弁護団を組むといったときに、弁護士がそれぞれの当事者に対して連絡をする場合もネット上に事件情報や事件記録が上がっていれば、当事者は当然アクセスできるので、簡便に進行状況や書面を確認できるというメリットも非常に大きいのではないかと思う。
- (5)司法アクセスの向上について、弁護士は仕事として平日昼間、裁判所に行くわけだが、当事者本人が個人の場合は会社勤めだと平日昼間は行けないということがある。そのようなケースでも例えばウェブ期日で、30分で終わるということであれば、申請した上で会社の会議室等で参加することができる。その意味で非常にメリットが大きい。
- ウェブ会議やテレビ会議で期日を開催するということが、支部を含めた地方に裁判官がいなくなるということを意図しているわけではないのだということも誤解をないよう念のために記載すべき。これは単にツールとしてウェブを使って、裁判所及び当事者が期日に参加するということであって、全ての裁判官が東京や大阪だけにいて、そこから地方の裁判期日に参加するという趣旨ではなく、当然、各地方に裁判所を置いて、地域の実情に応じた裁判をするという前提でのテレビ会議というツールだということを触れておく必要があるかと思う。
- (7)のところで e 提出の実現を待つことなく、e-Courtのほうが先に導入できるのではないかとあるが、これも本当にそのとおりだと思っていて、日本は電話による弁論準備手続が世界に先駆けて導入されて、普及もしている、書面による弁論準備では事実上、両当事者が電話で参加するようなことも行われているということで親和性が非常に高いと思う。
- 海外視察に行って、韓国などはe-Courtが進んでいない。シンガポールもe-Filingは進んでいるが、国土が狭いという事情もあるが、ネット期日というのは余りやっていない。アメリカは裁判官の裁量でアドホックにe-Courtをやっているみたいだが、世界的に見てもe-Courtについて親和性がある国というのは少なくて、日本というのは非常に希有な環境が既にあると思うので、ぜひともこれを先行して進めるということについては賛成をしたい。
- e-Filingというのはどうしても類型に依存する部分も出てくる可能性もあるので、仕様として複雑な仕様になる可能性が高い。そのためどうしても開発には時間が一定かかるということも考えられるので、e-Courtのほうを先行させるというのは戦略として合っているのではないかと思う。

- 現在の電話会議システムの使いにくさをお話ししておきたい。例えば原告だけ裁判所に出てきていて、被告が2者いて、1者は名古屋に、1者は大阪にいるというケースでは、3者で電話会議を行うことになるが、交通整理が結構大変で、それぞれ発言するときに名前を言ってもらうか、裁判官が発言者を指名しないと、電話で参加している人は、誰の発言か分からなくなることがある。それがもしも映像の見えるウェブ会議で行うことになれば、発言者ははっきりするので、交通整理が楽になり、スムーズに時間をかけずに争点整理手続が進むと思う。今の電話をウェブ会議に変えるだけであり、現行法でもできることで、それによって争点整理の効率が上がると思う。
- 支部では、書面による準備手続を現行法では認められていない双方不出頭の弁論準備 手続のように使っている裁判官がいて、平成27年に判例タイムズにその裁判官が論文 を書いている。そこでは、協議の日時を指定して、双方不出頭のまま電話会議で議論 をして争点を詰めていく、和解についても協議し、和解が成立する場合は、双方不出 頭のまま調停にかわる決定をするという運用が紹介されている。
- その論文には、既に非訟事件手続法や家事事件手続法では、双方が裁判所に出頭しないで、電話会議で参加できる期日が規定されているのに、なぜ弁論準備だけ一方が出頭しなければならなくなっているのか。ぜひ両方とも不出頭で電話会議による期日ができるようにしてほしいと書かれている。
- 書面による準備手続で電話会議がそのような使われ方をしているのであれば、そこに ウェブ会議を入れて、協議の日をウェブ会議で運用することができるようにすれば、 現行法下でも効果的な訴訟運営が可能となると思う。現場の要望を踏まえてできるも のから始めればいいのではないか。
- 個人が弁護士の先生に委任する場合、実はほとんどの先生方はきちんとやっていただいているが、中には消費生活センターに苦情が寄せられる場合もある。「弁護士が何をやっているかわからない。」「説明がない。」「何年かかっても全然事が進んでいない。」「これはどうしたらいいのだ」みたいな相談があり、「弁護士会に相談してください」ということになる。そういうことからすると、今の進行状況がわかる、自分で確認ができると非常に意味があることだと思う。またそのようなITツールを使うことによって弁護士費用に反映され若干安くなるとか、そのようなことがあるのであれば弁護士に委任するハードルが少しは下がるだろう。裁判の期間も短くなり、どのくらいで終わりそうだみたいな目安がつくことになると、国民利益になるかとも思う。
- 裁判の手続がIT化されたとして、ITサポートを受けたいと思い、どこかに相談するときに、一般の個人、消費者などは、ついでに法的なサポートも受けたいのがやまやま。少しでもそういう助言を欲しいということがあるので、その辺の非弁行為の線引きがどこできちんとできるのかという不安材料がある。

- (6) のところでウェブ会議等の活用について、もちろん期日においてはオンライン で参加できるケースを増やすことに賛成だが、ウェブで会議を開くと画面外にどのよ うな人がいるのかが把握できなくなるのが裁判所で行う場合との大きな違いだと思う。
- 争点整理手続であれば誰でもその場にいていいという手続では現状ないので、その場合に画面外にどのような人がいるのかをどのように規律していくかは課題だろうと思う。
- そもそも争点整理手続をクローズな形でやる必要がないのかどうか問題視する意見もあるかもしれない。弁護士の立場で特に気にしているのは、そのような画面外に誰がいるか分からない時に、いわゆる非弁活動が行われるリスクがあるのではないかということ。その観点からも重要性のあるポイントだと思う。
- (10)では争点整理の具体的なやり方について幾つか例示がなされている。そこで挙 げられているものは、一読すると有用かなとも思えるけれども、争点整理というのは 必ずしも立法の枠の中の話ではなくて、所定の立法があったとしても、その上で実務 運用としてどのようにやっていくのがよいのかという、まさにプラクティスの問題で もあると思う。
- それは、これまでの訴訟実務で言えば、裁判所と弁護士会が長きにわたって協議をして意見交換をしながら創り上げてきたものでもあり、そのようなプロセスを経て最適化されていくものではないかとも思う。その意味では、この検討会でいろいろなアイデアが出ることはもちろんよろしいと思うが、それで何か方向づけが決まってしまうとすると、争点整理のあり方が、まさにプラクティスにかかわる部分というものでは最も適切なものではないということにならないかと懸念を若干持っている。
- (15) のe-Courtについて速やかな導入をすることはいかがかという視点については、 先ほど何名かの委員の方々からも意見があったが、この部分についてできるところを 先にするという考えに、特に違和感は持っていない。ただ、このe-Courtの実現の上で は、法改正を必要とする部分とそうではない部分と両方考えられるところで、法改正 を必要としていないところは早急に検討を進めることはできると思うが、法改正を必 要とする部分については、そのほかの全体的なIT化との関係で、法改正自体も段階的 に行うという発想もあり得るのではないかと思う。
- 電話ではなくてウェブ会議等に変えていくというような現行法でもできることは速や かにやっていただきたいと思っているが、そのときに場所の問題というのもぜひ考え ていただきたい。というのは、現行民訴法が立法されたときには、ラウンドテーブル 法廷という新しい法廷をつくり、それにより膝を突き合わせて証拠を見ながら議論し ていく、充実した争点整理をしていくということを想定した。その部屋がちょうどテ レビ会議を入れるのにふさわしい部屋であったのでラウンドテーブル法廷にテレビ会

議を入れて動かしてきた。

- 今度は、ウェブ会議になるときに部屋をどうするのかということも考えてもらいたいと思う。ウェブ会議の部屋は必ずしも多くの椅子を必要としない。部屋を仕切って小部屋を増やすことも考えられる。そうすると、部屋が増えて期日を入れやすくなるかもしれない。そのような部屋の構造も含めて実際の実験をしていただきたいと思う。
- 先ほどの意見で法改正をするにも段階的にできるものからやれる可能性があるのではないかということでは、弁論準備手続について、これは期日という概念があるが、期日について一方当事者が出頭しなければいけないという今の縛りをなくしてしまうというのは1つ比較的早くできる改正だと考えている。これは5年ぐらい前に、山本先生も入られた民訴改正の研究会があって、そこでもそのようなことを提言していて、家事事件手続法とかと並びで、期日という概念について、一方当事者が裁判所に出頭しなければ開けないというある種のドグマみたいなものを取っ払ってしまおうという考え方はあり得ると思う。
- 3の(5)に関して、ウェブ会議のところで、文字やファイル、リアルタイムのコミュニケーションが可能なというところがあるが、諸外国の事例ということで中国のものとして、倒産手続専用のシステム、これは最高裁が作成されたということだが、こちらに債権者が、チャットのような機能で文字を入力して意見や質問を述べるというようになっているというものがある。
- (8)の将来的なところについて、ここは民事訴訟の当事者主義に反しないように配慮する必要があるのではないか。一方で、裁判所というか、裁判官が効率的に進めるという観点でITを使うということについては促進するべきではないか。
- 外国の事例ということでは、まずシンガポールでは、AIを使って、損害賠償額の算定などを事前に予測できるシミュレーターがある。ドイツでも、記録が電子化されていて、過去の裁判例から引用したり、判決の言い回しを参考にしたり、キーワード検索というようなことをできるように整備された裁判所もある。
- また、アメリカでは、AI弁護士のRossというのがいて、判例検索システムの役割を担っている。法的論点に関する質問を提示することによってRossが裁判例の検索を行い、その回答が抽出され、書面として打ち出しが出てくるというようなことが既に実現している。
- 先ほどネット期日を開く場所として、裁判所の部屋を細かく区切ってという話があったが、例えば弁護士会でもカメラのついたパソコン等を用意して、ブースをつくっておく、そして当事者に来てもらい、弁護士会のサポート要員がITのサポートもするし、法律のサポートもするということが考えられるかと思う。それは弁護士にとってのビ

ジネス機会にもつながるし、本人サポートにもつながる。

- 4ページの(13)で、現在使われている民間サービスを試行的に使っていくということが考えられる。記載のとおりだと思うが、このような場合にやはりセキュリティーのことを考えておかなければいけない。
- 若干技術的に細かい話で恐縮だが、1つの方法としては、裁判所と当事者の間を結ぶ、いわゆるVPN、その間の通信を全て一定の暗号化をかけて、盗聴等や混入を全く防いでしまう。そのようないわば仮想的な回線を引いてやって、その中でいろいろなツールを使うという方法はまず1つ考えられるのではないか。
- この場合に、そのような対応を一般の当事者ができるかどうかという問題もあるので、これはここまでやらなければいけないかどうかということを考えなければいけない。 一方で、誰でもできるような簡単な方で、これを押せばもう繋がるよというのがあれば一番いいのだが、これが果たして一般的なツールでできるかという問題もある。 どのようなものを使っていくかというのは試行的にはいろいろできると思うのだが、最終的な着地点は見きわめながらしっかりやっていく必要があると考えている。

● 山本座長

最初に最高裁から話があったとおり、この争点整理の問題、非常に民事訴訟の現状、重要な問題で、このIT技術を活用して技術のあり方を含めて民事訴訟プラクティス全体について必要な見直しを検討することおおむね異論はなかった。もちろん、プラクティスというのは指摘があったが、裁判所と弁護士会の間で積み重ねられていく性質のものでもあるので、ここでこうやらなければいけないということを決めるということはおよそ性質としてはできないものということだと思うが、大きく言えば非常に形式的な形になっている期日については、できるだけ実質的な(3)のところで②のような期日がなされるということ、中身のある期日がなされるということが望ましいということにおいては異論はなかったということかと思う。そのためにITツールで何ができるかということの議論が必要だろうということか。

- 早期期日化の準備を「見える化」する形で、当事者からも自分が依頼した弁護士がどのように働いているか分かる。そのようにもなるし、弁護士の準備あるいは裁判所も含めて、それが透明化されるということは、その意味で1つの期日の充実化というものに向かう方法なのではないかという指摘もあった。
- ウェブ会議について、これをできるだけ活用していくということは望ましいということについても余り異論はなかったかと思う。ただ注意すべき点として、そこにいる人をどのようにコントロールするのか。裁判所、そこでやられていること、特に弁論準備は非公開なので、画面の外にいろいろな人がいたりとかということで裁判所がコン

- トロールできないということでは困るだろうということ。あるいは場合によっては非 弁活動のリスクがあるという指摘もあった。
- 今後、制度化に向けて恐らくかなり慎重に検討が必要な事項となっていくのだろうと思う。全体としては、このウェブ会議というのが現状においても民事訴訟法の現在の規定からするといろいろ問題はあるところかと思うが、既にある程度実務でも試験的に行われていて、実務のほうのニーズはあるだろうという指摘があった。e-Filing等の実現を待たずに、できるだけ速やかにこの部分、ウェブ会議を争点整理で活用するという部分はできる範囲で実施をしていくということが望ましいのではないか。また、立法においても段階をつけて考えていくということはあり得るのではないかという指摘もあった。

<4. 争点整理の期日間のやりとり・提出>・<5. 争点の確定・和解協議>

- 5の(1)で、確定した最終成果物のみを争点整理の結果とすることで、その後の審理を効率的なものとすることも考える余地があるのではないかとあるが、いろいろな主張や双方のやりとりがあって、一定の期間を経て争点整理ができる。そのプロセス自体が、このように書いてしまうとどのようになるのかと気になるところ。法律的には、弁論の全趣旨とかがどうなるのかという話である。最終の成果物だけが結果として残ると、そういったものが消えてしまうのではないかとの懸念がありうる。ただ、先ほどの表をつくって左右対称でやっていくという方法をとれば、変な話かもしれないが、変更履歴とかを残して、どのくらい主張に手間取ったかとか、非協力的だったかとか、そのようなことも記録としては残っていって、弁論の全趣旨として、なお考慮することができるように感じた。
- 今の意見はかなり重要なことだと思う。というのは、やはり手続がどのように行われてきているかということは残っていないといけない。つまり、何回も準備書面を提出していないとか、何度尋ねられても次回、次回と言って答えないとか、重要な証拠があるのに出さないとか、そのような手続の経過が何らかの形で残っていなければいけない。それがこの手続でデジタル化されて残ってくるとすれば、とてもいいことだと思うが、他方で、今、ノン・コミットメントルールということが言われていて、弁論準備でいろいろな話をするのだけれども、それが例えば自白になるということがあると自由に議論ができないから、最終的に確定した主張だけ記録に残すことにして、あとは自由な議論に任せるということで弁論準備を充実させようという方向性も出ている。それとの兼ね合いもあって、なかなかここは難しい。プラクティスをどのように作っていくかという議論に任せなければいけない部分かと思っている。
- 5の(1)について指摘いただいた内容はそうだということで特に違和感なく聞いて

いたけれども、ここでの問題は、争点整理によって得られた最終成果物のみを争点整理の結果とするということが挙げられているもので、それは判断を下すときの事実認定の材料として弁論の全趣旨をどのように把握するのかという話と少し次元が違うと読んでいて思ったところ。

- むしろ、ここで問題意識として感じるのは、争点整理の結果が何らかの文書、最終成果物になったとして、それがそれ以外の争点を当然に排除するような法的な効果を持つというような話なのか。そうだとすると、この最終成果物をつくるプロセスというのに当然訴訟当事者は極めて慎重になったり、あるいは必ず含みを残せるようにするというようなことになって、話し合いをしながら争点を整理していくということに逆行するような傾向が出てくるのではないか。
- ただ、これはもはやIT化の話とは少し違うもっと一般的な民事訴訟における問題の話になっていて、この場でそういう問題点についてまで議論をすることが適切なのかどうかということも少し疑問を感じている。
- 4の(3)について、期日間の裁判所・双方当事者間で行われる釈明・確認・事務連絡等のやりとりに関する話で、ITツールを活用するということが言及されているが、訴訟当事者は、その期日間において常にウェブ会議に参加しているということはもちろんないので、何らか能動的な行動をとっていなくても通知を受けることができるというシステムを考えなければいけないと理解をしているところ。そうすると、このウェブ会議上でのチャット類似のやりとりというのが、ふだんオンラインでなかったとしても訴訟当事者に勝手に連絡として入ってくるようなものでないといけないのではないか。そのようなシステムが今あるのかどうか、余りつまびらかにはしていないが、一番受け取りやすい連絡ツールとしては、やはりeメールと電話番号にひもづけされているようなショートメッセージくらいかなと思っている。
- (5)のところ、本人訴訟におけるサポート方策だが、弁護士であればまず問題ないと思うけれども、本人訴訟の当事者の場合には、ふだんからIT端末を身につけていないという人も考えなければいけないと思う。スマートフォンなりを持っていない人でも、最低でも携帯電話は持っているだろうからショートメッセージでの対応ということも考えられるとは思うが、人によっては個人用の電話機も持っていないこともあり得るわけであって、そのような人に対する支援はどのようにすればよいのかというのは重要な問題になると考えている。
- アイデアとしては、何らかの支援をするセンターなり支援をする母体に訴訟当事者が 登録をすれば、そこから電子的に配信されてきた情報が郵便やファクスなりの形でそ の訴訟の当事者本人に届くようにするということが一応想定されるかと思うが、費用 をどうやって誰がカバーしていくのかという問題もあるし、そのようなIT端末に触れ る機会の少ない当事者ということであると、経済的に余り余裕がないということも十 分あり得ると思うので、扶助の問題もあわせて考えなければいけないのではないかな

と思う。

- 4の(1)のところで、オンラインの提出等に一本化していくという表現があるが、 誤解がないようにいうと、もちろん紙で出す人も許容して、それを裁判所の手前のと ころでオンライン化して出すということができるのだということがわかるようにして おくべき。裁判を受ける権利の侵害とならないように。
- 4の(2)のところで、上記専用システムの構築までの措置として、過渡的な意味でだと思うが、電子メール等のITツールによる直送ということが触れられている。過渡的なことなので余り詳細に触れ過ぎるのもどうかとは思うが、電子メールには誤送信の恐れがあるので、誤送信を防ぐような措置をとった上で電子メール直送というのを実現すべきだと思う。
- やり方として、ひとつのアイデアだが、訴訟が係属すると、その訴訟で使う暗号化の ためのパスワードを発行して、それを裁判所、当事者間で共有をする。それぞれ電子 メールで送るときには、添付して送信するファイルを、その暗号化パスワードで暗号 化をした上で送信をすれば、仮に誤送信しても裁判所と当事者間以外は見えないので プライバシーの保護ができる。
- 5の(2)について、これも和解でウェブ会議等を使うのは非常に重要だと思っているが、ただ、和解は顔を合わせて行わないと難しいのではないかと伝統的に考える方も多いと思う。そこで、裁判所の訴訟指揮により、実際に裁判所に出頭して行うというのも当然あるべきだが、顔を合わせてとなると、日程調整が難しくなって、和解の機運が高まっているのに期日が入らないために延びてしまって、その間に当事者の気が変わってしまうこともあるので、せっかくの和解の機運を台なしにしないために、日程調整で延びるぐらいであれば、どんどんウェブ会議で期日を入れて早く決めてしまうという意味で、ウェブ会議を和解で使うということも一定の意味があると思う。
- さきにお話ししたように、電話会議を利用した書面による準備手続を行い、最後は調停にかわる決定をすることで、双方当事者が裁判所に出頭しないで和解的解決をするという運用があり、小さな支部などでは、そういうことの需要も大きいだろうと思う。そこで、和解期日も双方不出頭で、ウェブ会議等でできるようにするということも大事なことで、速やかな実現が望まれる。
- なお、先ほどのご指摘のように、確かにここに書いてある文面を見ると、あらゆるものがIT化の方向に行って、みんなそれを強制されるのではないかという誤解を生む可能性がある。そこは気をつけなければいけない。書面やファクシミリしか利用できない人たちが訴訟をすることが今より不便になるということは、避けなければいけない。書面やファクシミリを利用する人も、電子記録に載ってくるような仕組みをぜひ考えていかなければいけないと思う。

- 書面のデータだとかファクシミリのデータはPDFなど画像データになっても、AIを用いた技術は驚くような速さで進歩しているので、やがて正確にテキスト化されるようになるのではないかと思う。書面であっても、ファクシミリであっても受け付けて、それをIT化、電子化していくということで対応する、そういう仕組みにしていかなければいけないのではないか。
- 書面、紙で来たときにもIT化するというのは非常に重要なポイントだと思っている。 現状では、ファクスが来たものを自動的に読み取るというのは余り精度が高くない。 こういうものの精度については、例えば99%は余り高い精度ではない。100文字に1文 字間違えるということだから、99.9%でもまあまあ間違うという形なので、結構技術 的な進歩というのがまだ待たれるところだということがまず1つポイントとしてあろ うかと思う。
- 随分前に議論された論点で、5の(1)で最終成果物のみでなくて争点整理の過程も見たいという話があったと思うが、恐らくこういった共有するファイルとか、データについては、企業内でよく行われている文書管理システム、文書マネジメントシステムというのがある。こういうもので誰がいつつくって、誰がいつ変更してどうなったかというのが全部管理されるようなものがいろいろと開発されているので、こういうものの導入が非常に望まれるところだと思っている。
- これに類するものでソフトウエアの開発に当たっては、当然、バージョン管理は物す ごく重要。そういうものも含めて、広く眺めてここに必要なものを取り込んでいくと かが大事ではないかと思う。
- 5の一番最後のところ、事件の進行状況や争点整理の結果等に当事者が容易かつ随時 にオンラインで確認することができる仕組みが有用と考えられるという部分。これは 大変重要なところだと思っている。やはり手続を透明化するということがこのIT化の 1つの大きな目標ではないかと思う。
- 当事者は今までは記録を見ること自体もなかなか大変であった。ところが、IT化され、 記録が電子化されれば当事者はいつでも記録を見ることができる。場合によれば、そ の記録を別の弁護士のところに持って行ってセカンドオピニオンを聞くことだって非 常に簡単になる。その意味で、当事者にとって裁判の経過や内容がよくわかるという 大きなメリットがある。また、期日の複数指定が容易になることで、あらかじめ何期 日も指定して計画的な審理をやっていくということを後押しすることにもなると思う。 当事者はいつごろ自分の尋問が行われることになるのかもがわかるようになる。その ような計画的な審理が増えてくると裁判の手続は今よりがらっと変わったものになる のではないかと思う。

- 最近の実務はよく知らないが、期日の複数指定がされていないというのは部屋の問題も大きいと思う。部屋の取り合いになっているところがある。もちろん、口頭弁論だと法廷はある曜日はその部が使うというように決まっていると思うし、準備手続室でもそうかもしれないが、それも当然30分なら30分はある事件に充ててしまうとなっているところがあるので、事件同士の取り合いがあると思う。部屋の制約というものをできるだけ減らすことによって複数の期日指定がしやすくなるということは十分出てくるだろうと思う。
- 本日のテーマが主に争点整理についてのものであったので、配付されたペーパーでも 実務運用に関する言及が多かったと思う。それを規定する制度にもかなり踏み込んだ 内容になっているように理解している。
- これは、いわゆる既存のプロセスを単にITに置きかえるということではなくて、まさにBPRに踏み込んでいるものだと思う。そうしたBPRを含むIT化というのはかなり大きな実務に対する変化をもたらすことになろうかと思うので、訴訟制度の利用者の観点からすると、急激な変化に対して不慣れであるということから、抵抗感を持たれてしまうということも大いにあり得るのではないかなというように若干懸念を持っているところ。
- IT化という方向に向かうことは、当然進めていくべきだと思うが、利用者がそれに抵抗感を余り持たずについていけるような、IT化の定着度というのを考えた実現のプロセスというものを考えていく、あるいはそれに向かえるような環境整備というのもあわせて考慮していく必要があるのではないかなと思う。
- その観点から言うと、1つは、今日の書類の中にもあったが、e法廷(e-Court)、これは比較的現在の訴訟実務においても親和性があるものなので、これを早期に導入をすることで訴訟関係者、多くは弁護士が、それに対して慣れていく、抵抗感を持たずに受容できるような環境をつくっていくことは十分有効なのではないかと思う。
- もう一つは、この検討会が取りまとめをすることになると思うが、そこで何らかの行動計画を示されるということであったとしても、時期的な点で例えば何年何月までにこれを完全に達成するというようなスケジュールを立ててしまうと、利用者のほうのITに関する定着度と齟齬が生じるというか、うまくフィットしないということもあり得るのかなというようにも思われ、そうした定着度への十分な配慮が必要になってくるのかと思う。
- この実務運用にかかわる点で少し視点は違うが、実務のあり方というのは裁判所と弁護士会の間での協議と検証を重ねる中で最適化される部分というのが多いと思う。その意味では、本検討会でその詳細にわたって議論をするのは、この検討会の目的とか構成メンバーの総体には余りフィットしていないというようにも感じている。本検討会が取りまとめをするときに、そうした実務運用などを固定化するような言及がある。

と将来の禍根になる可能性があると思うので、その点には十分慎重に臨むべき。

● 山本座長

最後に取りまとめに向けての総論的な観点からの指摘をいただいたかと思う。今後、 最終取りまとめに向けての議論で、さらにその点はここでも議論していただく必要が あろうかと思う。

(以上)